

## 茨木市社会福祉協議会ホームページ広告掲載取り扱い運用基準

### (目的)

第1 この運用基準は、茨木市社会福祉協議会広告事業実施要綱第3及び第4の規定に基づき、茨木市社会福祉協議会（以下「本会」という。）がインターネット上に公開しているホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告掲載について、必要な運用基準を定めるものとする。

### (広告の規格等)

第2 広告の規格は以下に定めるとおりとする。

- (1) 縦 75 ピクセル
- (2) 横 225 ピクセル
- (3) 10KB 以内
- (4) GIF 形式の静止画 (GIF アニメーション可)

2 ホームページに掲載する広告（以下「バナー広告」という。）は、「JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」の規定に配慮しなければならない。

3 バナー広告中の画像をアニメーション等で変化をつける場合は、5秒以内でなければならない。また、1秒間に3回以上のせん光・点滅はさせてはならない。

4 前各号に掲げるもののほか、広告のデザインに関して必要な事項は、本会と広告主が協議の上、決定する。

### (広告の掲載位置等)

第3 広告の掲載位置等は、次のとおりとする。

- (1) 広告の掲載位置は、本会ホームページのトップページとし、当該トップページ内での掲載位置は、本会が指定する。
- (2) バナー広告の掲載可能枠数は、最大20枠とする。

### (広告の掲載期間等)

第4 広告の掲載期間は1か月を月単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。（最大1年）。ただし、年度を超える期間を指定することはできないものとする。

2 災害対応等による事由を除き、広告掲載希望者の責めに帰さない事由により本会が広告を掲載できなかった時は、掲載できなかった日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、その日数が1日未満の場合は、この限りでない。

### (広告掲載料)

第5 掲載1回あたりの広告掲載料については、以下のとおりとする。

- (1) 6か月 45,000 円(税込)
- (2) 12か月 60,000 円(税込)

2 賛助・組織構成会員は、上記の金額より2割り引くものとする。

2 前項に定める広告掲載料は、掲載期間が1か月未満の場合は1か月として計算する。

3 広告掲載希望者は、広告掲載料を本会の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、会長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告掲載募集及び申込み方法)

第6 広告掲載希望者の募集は公募とし、必要事項を本会ホームページ等に掲載して行うものとする。

- 2 広告掲載希望者は、ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)及び広告データを、掲載希望月の前月5日までに本会に提出しなければならない。なお、本会は広告掲載希望者の申込を先着順で受け付けるものとする。

(広告主の選定方法)

第7 本会は、第6に基づく申込があった場合は、本会広告事業実施要綱第10に掲げる審査を行うものとする。

- 2 本会は、前項の審査において広告の内容等が基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告掲載希望者に対して広告の内容等の変更を求めることができる。
- 3 広告掲載の可否を決定したときは、ホームページ広告掲載選考結果通知書(様式第2号)により広告掲載希望者に通知するものとする。
- 4 広告掲載の承認を受けた者(以下「広告主」という。)は、速やかに承諾書(様式第3号)と掲載しようとする広告原稿等を本会に提出するものとする。

(広告掲載変更及び変更の決定)

第8 広告主は、既に掲載されている広告内容を変更する場合、ホームページ広告掲載内容変更申込書(様式第4号)及び広告データを本会に提出しなければならない。

- 2 本会は、前項に基づく申込があった場合は、要綱第10に基づく委員会の審査結果を、ホームページ広告掲載変更審査結果通知書(様式第5号)により広告主に通知するものとする。

(広告掲載中止及び中止の決定)

第9 広告主は、既に掲載されている広告の掲載を中止する場合は、ホームページ広告掲載中止申込書(様式第6号)を本会に提出しなければならない。

- 2 本会は、前項による中止申込があった場合は、ホームページ広告掲載中止通知書(様式第7号)により広告主に通知するものとする。

(広告データの作成及び提出)

第10 広告掲載希望者は、自己の負担で本会が指定する方法により広告データを作成し、指定する期日までに提出しなければならない。

- 2 本会は、広告主から提出された広告データについて、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料の納付)

第11 広告主は、本会が発行する納付書により、当該納付書発行日から起算して30日以内に広告掲載料を納入しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第12 既納の広告掲載料は返還しないものとする。ただし、本会の都合により広告の掲載ができなくなった場合、或いは、広告掲載希望者又は広告主の責めに帰さない事由により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りではない。

(広告掲載の取消)

第 13 本会は、次の規定に該当する場合、広告掲載期間中であっても広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主のホームページが、事前の連絡なく、閉鎖されたとき
- (2) 広告主ホームページの内容が、広告掲載申込時から変更され、広告事業実施要綱第 2 の各号の規定に反する状態に至っていると判断したとき
- (3) 広告掲載料が、本会の指定する期日までに納付されないとき
- (4) その他、広告主の反社会的行為あるいは非社会的行為等広告主に関係する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不適當であると判断したとき

(補 則)

第 14 この運用基準に定めのないもので、広告の掲載に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この基準は、令和 3 年 7 月 1 日から実施する。